

平成29年度第8回

昭島市国民健康保険運営協議会議事録要旨

平成29年12月20日

保健福祉部保険年金課

平成29年度第8回昭島市国民健康保険運営協議会

平成29年12月20日（水）午後1時30分開会

昭島市役所 401会議室

1. 開 会

2. 議 題

(1) 国民健康保険広域化等に関する条例改正等について

3. その他

出席委員（8名）

佐藤三也委員	石原正昭委員	山川博生委員
五藤英恵委員	久保 昇委員	中田京子委員
岸野康夫委員	鈴木克仁委員	

説明者

保険年金課長 岡本 由紀子、保険年金課保険係長 山本 潤、
保険年金課賦課担当係長 山梨 智恵子、保険年金課広域化担当係長 中本 崇、
保険年金課保険係主事 興石 悠太

(午後 1時30分)

◎開 会

○会長 皆さん、こんにちは。本日はお忙しいところ、国民健康保険運営協議会にご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

ただいまより、平成29年度第8回国民健康保険運営協議会を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

◎議 題

(1) 国民健康保険広域化等に関する条例改正等について

○会長 それでは、議題に入らせていただきます。

前回に引き続きまして、諮問内容について議論をお願いします。

では、国民健康保険広域化等に関する条例改正等について、事務局より説明等がありましたらお願いします。

○事務局 では、私のほうから簡単ですがご説明をまず1件、本日お配りいたしました資料で、表がついているものがございます。こちらは、先週の14日の日付で平成30年度の税制改正の大綱案が示されまして、そちらの国民健康保険に関する内容の部分についての抜粋でございます。こちらは年度末の3月の国会で地方税法が改正をされますと、そちらに伴いまして法律の施行令が改正になりまして、市のほうでも条例を改正して、新しい数値に変わっていくというものなのですが、改正内容の1つ目が国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ。こちらは医療分のところのみ4万円を引き上げて、全体としては、今89万円が税の賦課限度額となっておりますが、こちらを93万円に引き上げるという内容でございます。

2つ目は、法定の7・5・2とよく言っておりますが、2割、5割、それから7割の均等割軽減をいたします基準の金額をそれぞれ、2割軽減が1万円、5割軽減が5,000円ということで、基準を少し広げて、基準額の引き上げという形になっております。こちら、法定軽減の引き上げにつきましては、法律が変わりますと、必ず国民健康保険の保険者としては実施しなければいけないという内容ですので、全てこちらの基準に変わるようになります。ただ、1つ目の賦課限度額のほうは、こちらが上限の法定値となりますので、保険者によって、自治体によって若干のずれがあるのですが、昭島市は法定値を採用しておりますので、今後につきましても法定値を継続して、適切な形で法律改正に沿って対応していきたいと考えております。こちらにつきましては、ご報告といたしますか、お知らせは以上でございます。

続きまして、もう一つ、前回15日のときに、これまでのいただきましたご意見をまとめまして、答申の内容について事務局のほうで案をお作りしますので、そちらをもとにご意見をいただきたいということをお話しさせていただきましたが、こちらの答申の案という形で文書をまとめましたので、まずこちらを私から朗読をさせていただきます、ご意見をいただけたらと思います。

(答申案「国民健康保険広域化等に関する条例改正等について」朗読)

以上の内容でございます。

○会長 ただいま事務局から説明がありましたけれども、質問またはご意見がありましたらお願いします。

○A委員 私のほうで勘違いしていたのか、あるいはそういう説明なのか、ちょっと確認なんですけれども、この限度額が法定的に見直されると、自動的にいわゆる賦課額だとか保険税額だとかも、改定とは別に、自動的にこれはスライドしていくという解釈なんですか。それとも、今のこの答申案の中にあつた、法定値と一致しているから、同じように適切な対応を図りたいという内容で、これは制度が変わると限度額が自動的に、それに合わせて変わっていくという解釈なんですか。どういうことなんですか。

○事務局 こちらの今回の税制改正なんですけれども、軽減判定のほうは法定で自動的にスライドしていきますので、運営協議会のほうにもご報告という形になってしまうんですが、こちらの限度額のほうは、いわゆる「できる」規定ですので、今、やはり東京都内でも、こちらの法定値以外の数値になっているところもございます。

昭島市の場合には、平成24年ぐらいからだったと思うんですが、法定値になっておりまして、これまでは改定関係の条例改正は9月ですので、運営協議会には7月か8月の時点でご審議をいただいていた。税制改正についてはこの時期に出てくる関係で、前回27年度の時は、3月にこちらの諮問をお願いしまして、答申という形でこれだけ別にいただいております。

○A委員 ということは、今回はこの答申案の中にそれが盛り込まれているということなんですか。

○事務局 はい、一緒の形で入れさせていただいたんですが、こちらのほかの条例改正の部分、税率改正を含めた部分で答申をお願いしておりましたので。

○会長 これは市によってばらばらですね。だけど、原則的には、昭島も含めて、法定値でいっているというような感じですよ。大体そうなんじゃないですか。

○事務局 そうですね。以前のほうがばらつきが多かったんですが、29年度の状況で申しますと、29年度は今現在、23区は全て法定値でございます。市のほうが法定値ではないところが府中市、それから東大和市、清瀬市の3市です。そのような状況です。

こちらのほうが、今後の納付金の算定をするに当たって、この法定の限度額で賦課していますよねというところを基準に計算がされるものですから、結局、限度額が法定値よりも低いと、計算の結果出てきた税額でもそこは皆さんにかけられないという形になりますので、その部分が少し実態として大きくなる。ただ、納付金の計算のほうは法定値の部分で計算がされるといような形になってしまう関係で、今後はなるべく法定値に合わせていこうというのは、2、3年前ぐらいから出てきた話なんですけど、昭島ではそれ以前の時から、平成24年度から法定値になっております。

○会長 わかりました。

ほかに何かございませんか。

ちょっと確認なんですけれども、（答申案の）1ページ目の「記」とありますね。この3行目に、本年がその見直しの時期に該当しているとありますね。本年がというのは、これは平成30年度ということですね。本年度というのは、要するに、時期が大事なんですけれども、本年というと、年度でやるから、平成30年4月からということでもいいんですよ。

○事務局 はい。平成30年4月からに向けての見直し自体の事務は29年度中に行いますので、そういった意味で本年と書いてございます。30年度4月1日から採用いたします税率のほうは、29年度中に改定の事務を行って決めていくという流れになりますので。

○会長 わかりました。

ほかにございませんでしょうか。

○B委員 別に特段の意見、質問というわけではないんですけども、私も前回の協議会で税率据え置きでいいんじゃないかと言った言い出しっぺなので、ただ、1つ心配していたのは、東京都から示される税率であるとかその他、今年度の決算状況が大きく予測と変わった場合は、ちょっと苦しい事態になるということもあり得るから、その辺をちょっと懸念していたんですけども、この案の最後のほうに、「平成30年度においては運営状況を精査し、必要に応じ、見直しを視野に入れた検討にも取組まれない」と、この一文があるので、そこはそう言った時はここでまた個別な対応もできるというふうに理解していますので、この案でよろしいのではないかなと考えております。

○C委員 これは2年の任期の途中で上げられるんですか。

○事務局 改定自体は特に任期内に1回のルールでというような形の決まりはないんですね。

ただ、昭島市の場合は、平成24年度に向けての改定を23年度中に運営協議会でご審議をいただいた時に、その時の答申で附帯意見として、それまでしばらくずっと改定をしないという時期がございまして、その結果かなり大幅な改定が必要になったと。国民健康保険の状況もいろいろ変わっていきますので、2年ぐらいを目安にやっぱりきちんとある程度定期的に見直しの作業というのが必要なんじゃないかということで附帯のご意見をいただきまして、それが定期的な2年ごとの見直しを行われたいという形でいただいておりますので、24年度からはそちらのスケジュールで今まで見直しをさせていただいていたという形になります。

ですので、国民健康保険自体は、税金が目的税で、国保に係る経費を毎年皆さんから納めていただくという考え方ですので、1年ごとということも当然事務のやり方としてある。今後、東京都から示されます納付金ですとかというのは、やはり1年ごとという形になりますので。ただ、昭島市は、現実問題として、なかなか毎年というのも結構大変な部分もございまして、運営協議会からも2年ごとぐらいにはやはり必要なんじゃないかというふうにいただいたご意見をもとに今まで行ってきたという経緯でございまして。

○D委員 すみません、今の件とちょっと似ているんですけども、そうすると、標準税率とかは毎年東京都から示されることになるわけですよね。今後は、そうすると毎年その保険料についてやはり検討していくということになるのでしょうか。

○事務局 実はそこが事務局のほうでも悩ましいところなんですけど、正直申しまして、できれば毎年ではなくて、2年ごとぐらいにしていきたいというのが今の事務局としての希望でございまして。ただ、今後この広域化制度というのがずっと続いていく中で、どうしても必要であれば、毎年ということにスケジュールを変更しなきゃいけないということも可能性としては出てくるのかなと思うんですけど、ただ、できれば2年間ぐらいのスパンを持ってやっていきたいというのが今のところのこちら側の希望です。実際に毎年必ず見直しをかけて、ほとんど検証の結果何もしなくて、今年はいいですねという形ではなくて、ほぼほぼ毎年、保険税なり保険料を改定しているところが立川市、立川市は保険料なんですけど、毎年なんです。あと、たしか東久留米市、税金なんですけど、東久留米も毎年1年ごとにやっているというような状況であります。

○C委員 東京都からの納付金額というのは、今の前期後期と同じように、概算と精算で2年前の精算が発生するものなんですか。

○事務局 いいえ、今のところのルールですと、一旦金額で納めてくださいというふうに、請

求額といえますか、出た納付金は、途中で増やされることもないんですが、その納付金そのものについては精算はなしというふう聞いております。例えば、東京都の決算の結果、いわゆる余剰金として出た場合には、次年度の納付金を計算する時にそちらを影響させるということで、年度に対しての精算の扱いでのお金のやりとりというのは、今のところ想定していないというふう聞いております。

○E委員 結局、東京都から明確な回答が来ないもんだから、こういう結果になったんだろうなというところが一番大きいと思うんですけども、現実的に医療費自体は増えていくんですよね。どうなんですか、国保というのは。

○事務局 昭島市の今国保として払う医療費の総額というのは、27年度から28年度はかなりぎゅっと小さくなっております。今のところの決算見込みでも、28年度は終わってしまっていて、29年度が今12月なんですけど、多分28年度より少し少なくなるのではないかなと考えております。

○E委員 それは、被保険者が減ったとか、そういうことが一番大きいんですか。

○事務局 それが大きいと思います。ですので、その総額を今現在いらっしゃる被保険者の人数で割りますと、1人当たりの額というのは少しずつ増えています。ですので、1人当たりの額が増えていますので、人数がもし同じままだったら医療費も当然総額として膨らんでいってしまっている状況ですね。ただ、人数の減り方が非常に大きいので、総額として支払う額としては少なくはなっているところなんですけど、若い方も出られていますし、あと後期高齢に行かれる方が、大体少しずつ毎年増えているんですけど、800人から900人の間ぐらいの方が毎年後期のほうに移行されてしまっていて、後期高齢に行かれる方というのは、どうしても平均した中では、お一人当たりのかかる医療費というのは大きくなっておりまして、そういったところで医療費が少し少なくなっているのかなという。

ただ、結局、今後どんどん減っていくという流れも、途中である程度、そんなには全体として、止まる部分というのはある程度あると思いますので、そうなった場合には、毎年医療費が下がっていくというカーブも望めないのかなと。反対に少しずつまた上がっていくということも考えられるのかなと感じております。

ただ、今回の場合には、前回の28年度の決算の結果、余剰金を少し基金にまた積み増しができたことですか、そういった部分もあって、何とかなるかなというところで、前回15日の日にはお話しさせていただいたような内容なんですけれども。

○会長 ほかにございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○会長 それでは、なければ、この案のとおり、答申でやるということによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会長 ありがとうございます。

○事務局 それでは、こちらは案という形になっておりますので、こちらの内容を答申の形に体裁をきちんと作りまして、22日の午前中に会長から直接市長に答申をいただきたいと考えております。きちんと作りました答申につきましては、写しを委員さんのほうに郵送でお送りしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○会長 それでは、資料につきまして質問か何かありましたらお願いします。

私からちょっと確認ですが、前回の運営協議会の資料の最後のほうに、別紙1、2、3とあるんですね。別紙1の中で、納付金額とありますね。これは区市別にですね。昭島の場合には、トータル33億500万円ぐらいですか、とありますね。この出し方を、私も見たんですけれども、どうしてもわからないんですけども、それはいいとしまして、別紙2に、1人当たりの保険料という欄がありますね。この中で、昭島市の場合には12万8,000円ですか、30年度の法定繰入前の。この12万8,000円というのは、計算はどのようなやり方ですか。例えば、35億何がしを被保険者で割った数字ですか、この12万8,000円というのは。

○事務局 いいえ。納付金額そのものをここで30年度の計算で想定しています人数で単純に割っても、この12万8,000円にはならないんですね。納付金額を人数で割りますと、12万8,000円よりは高い金額になってくると思います。どういうことかと申しますと、納付金額は33億円なんですけど、この納付金額に見合った必要な税額というのが計算上出されていまして、それですと多分、必要税額の総額としては29億円ぐらいだったと思うんですが、皆さんから集める税金と合わせて、市のほかの歳入を合わせた形で最終的に納付金額を納めるというような形になっておりますので、その合わせて納める部分といいますのが、例えば出産育児一時金については3分の2が市からの繰入れとして入っておりますので、そういう部分を足し算した上で、東京都に納めるという、こういったような流れですので、この33億円を人数で割っても、この12万8,000円ぴったりには出てこない形になっているという状況です。

○会長 わかりました。

ほかに何かございますか。

○事務局 今、会長からご質問いただいたところといいますのが、15日にお配りした資料の2ページ目の下の部分の絵のところ、納付金の計算方法をもとに単純化した、東京都が1ペ

ージで表す場合にはこんなイメージでと作っている絵をそのままねしたものなのですが、こちらの中で、東京都全体の費用から納付金をまず出して行って、納付金から最後にまたそれぞれの保険税額に持っていくというような形の計算方法がとられているという図になっております。

また、今後はこの納付金制度になりますので、もしこれではやっぱりちょっと簡単過ぎてわからないよねというご意見がございましたら、資料のほうはまた別途何か詳しくてわかりやすいものをできればと思いますので。

○会長 わかりました。

ほかに何かございませんでしょうか。

(発言する者なし)

◎その他

○会長 なければ、次に、その他として何か事務局としてありましたらお願いします。

○事務局 それでは、私のほうから今後のスケジュールについて説明させていただきたいと思っております。

次回の運営協議会なんですけれども、年明けの2月の開催を予定しております。こちらの日程調整につきましては、前回第7回の運営協議会にお配りしました日程調整表によりまして調整させていただきまして、日程が決まり次第ご連絡をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○事務局 私のほうからも、2月の運営協議会なんですけれども、今パブリックコメントにかけておりますデータヘルス計画の内容、こちらが1月15日にパブリックコメントが終了いたしますので、こちらの内容と、あとは、一応今年度中に東京都のほうに提出するということなので、今まだ口頭の内容で、これから国からの正式な通知が出てくるということなんですけれども、将来に向けての赤字解消計画というものを立てていくというところですので、その内容はまた、年末ぎりぎりなのか、年明けに国のほうから詳細の通知が来るということですので、その内容についてまたお示ししながら、運営協議会でご意見をいただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○会長 わかりました。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。

ありがとうございました。